
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.228 2020/6/3

1 HACCP に沿った衛生管理の施行について

6月1日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

平成30年の食品衛生改正により本日6月1日から、同法第50条の2第2項の基準に基づき、原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を実施するよう求められることとなりますが、1年間の経過措置期間が設けられていることから、令和3年5月31日までの間は、法令に基づく措置については旧基準に基づき行うこととしています。

特に小規模事業者等が来年6月1日の本格施行に向けて、HACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、関係団体等の協力を得て引き続き制度の周知を図るとともに、厚生労働省が内容を確認した手引書（別添1）に基づき、適切に指導及び助言を行っていただきますようお願いいたします。その際には、「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について（平成31年2月1日付け薬生食監発0201第1号）」の趣旨を踏まえ、個々の食品等事業者の規模や状況等に応じた指導・助言内容となるよう、特段の御配慮方をお願いいたします。

業種別の手引書については、引き続き、厚生労働省において整備を進めており、内容の確認が終了したものから順次、当省ホームページで公開していくこととしていますが、現時点において該当する業種の手引書が存在しない食品等事業者については、原材料や製造工程等が類似しており、かつ危害要因が共通する業種の手引書を参考にしてHACCPに沿った衛生管理に取り組むよう、助言方よろしく申し上げます。

なお、参考となる手引書が存在せず、実際に指導等に苦慮している業種がある場合は、当課まで情報提供をお願いいたします。

また、「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」について、施行に合わせて内容を更新しましたので、業務の参考のためお知らせします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000635870.pdf>

2 乳及び乳製品の衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

6月1日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令が本日公布された。

<https://kanpou.npb.go.jp/20200601/20200601g00107/20200601g001070003f.html>

これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条第1項の乳の定義に「生水牛乳」が加えられ、生水牛乳により製造されたモツァレラチーズがナチュラルチー

ズとして取り扱われることになるなど、各乳、乳製品の原料としてその使用が認められたことに伴い、法第10条第2項に基づき輸出国の政府機関によって発行される証明書の添付が求められる乳及び乳製品に、生水牛乳及び生水牛乳を原料として使用した乳製品が含まれることとなったこと及び5月12日付で食品監視安全課長名をもって各検疫所長宛出された通知について、衛生証明書の受入れ国として「台湾、」及び「トルコ、」を加える。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000627919.pdf>